

京都市告示第6 1 1号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年12月25日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人スマイルゲート	放課後等デイサービス	ドリトル今出川 2650200070	京都市上京区大宮通 寺之内半丁東入る2 丁目大北小路東町 493番地	令和6年 12月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)